

意見書

東経企営第 11-0171 号  
平成 24 年 1 月 20 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

えべ つとむ

代表取締役社長 江部 努

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針(案)」及び「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2011(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

【本意見に関する連絡先】

電話番号

FAX 番号

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針（案）」、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目 2011（案）」に対する提出意見は以下のとおり。

## 意見

### 【総論】

情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイム変化が進展しています。

ブロードバンド市場においては、WiMAXやLTEが商用化されるとともに、スマートフォン・タブレットPCの爆発的な普及拡大に伴い、モバイルにおいても超高速ブロードバンド化が急速に進展してきており、外出先のみならず、自宅においても無線によるブロードバンド利用がより一般的となってきました。例えば、外出先では3GやWiMAX・LTE・公衆無線LAN、自宅では固定ブロードバンドと連携したWi-Fi通信など、ブロードバンド利用形態は多様化し、固定市場とモバイル市場の垣根がなくなってきました。今後も固定からモバイルへのシフトが進むと考えられます。

加えて、例えばGoogleやApple等の巨大なグローバルプレイヤーが、パソコンだけでなく、タブレットPCやスマートフォン上のアプリケーションにより通信サービス（電話・メール等）を自在に提供するなど、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が進展し、お客様はその多様なサービス・選択肢を自由に選択・利用しています。

さらに、こうした市場変化に対応し、NTTグループ以外の他事業者は、例えば固定・移動事業を一体として提供し、料金面でも固定・移動間の無料通話の提供や、自社に限らずNTT東西以外の光回線と自社のスマートフォンを組み合わせたセット割引を開始するなど、市場を一体として捉えたサービスを展開しています。

このように市場環境は構造的に変化しておりますが、電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針（案）および実施細目 2011（案）では、新たに移動系のデータ通信を分析・評価の対象とするものの、従来通り、固定系と移動系をアприオリに分けた仕組みとなっており、現実の市場やユーザの動向と、競争評価の方針や実施方法との間にミスマッチが生じていることから、固定系と移動系を分けずに同一の市場として分析・評価すべきと考えます。

また、「光の道」構想に関する取組状況の検証に関して、固定系のデータ通信の領域においてFTTH市場の分析・評価を行うとありますが、「光の道」は「FTTHの道」ではありません。「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」やその後の「ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会」等でも、「光の道」構想はFTTHだけでなく、無線やCATV等も含めたブロードバンド全体を対象として、「光の道」を実現していくものとされていることから、FTTHに限らず、ブロードバンド市場全体を対象に分析・評価すべきと考えます。

項目	頁	意見
基本方針	15	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>1-5. 対象領域の決定 (2) 戦略的評価</p> <p>特に、従来の「競争セーフガード制度」において対象としていた項目等の検証に「光の道」構想に関する取組状況の検証を新たに加えた「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」との連携を強化し、もって競争政策の実効性を高める観点から、同制度で取り上げられる事項についても、必要に応じ、戦略的評価のテーマとして分析及び評価を行うこととする。</p>
実施細目	3	<p>2011年度競争評価の基本的な考え方1-2 戦略的評価 (2)</p> <p>また、「光の道」構想に関する基本方針」に基づくブロードバンドの環境整備に資する観点から、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」との連携強化を図ることとし、同制度における検証の柱の一つである「ブロードバンド普及促進に向けた取組状況の検証」へのアプローチとして、FTTH市場における事業者間取引の状況に関する調査を併せて取り上げることとする。」</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総論で述べたとおり、市場環境は構造的に変化しておりますが、電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針（案）および実施細目2011（案）では、新たに移動系のデータ通信を分析・評価の対象とするものの、従来通り、固定系と移動系をア priori に分けた仕組みとなっており、現実の市場やユーザの動向と、競争評価の方針や実施方法との間にミスマッチが生じていることから、固定系と移動系を分けずに同一の市場として分析・評価すべきと考えます。</li> <li>・また、「光の道」構想に関する取組状況の検証に関して、固定系のデータ通信の領域においてFTTH市場の分析・評価を行うとありますが、「光の道」は「FTTHの道」ではありません。「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」やその後の「ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会」等でも、「光の道」構想はFTTHだけでなく、無線やCATV等も含めたブロードバンド全体を対象として、「光の道」を実現していくものとされていることから、FTTHに限らず、固定ブロードバンド契約の約4割を占めるCATVやDSLも含めて、</li> </ul>

ブロードバンド市場全体を対象に分析・評価すべきと考えます。

・仮にF T T H市場の分析を行う場合であっても、当社は光アクセスを低廉な水準でアンバンドル提供し、局舎、電柱・管路等といった素材についても十分にオープン化しており、I Pブロードバンド市場では、現に各事業者は、こうした素材を用いて独自のI Pネットワークを構築・サービスを展開し、お客様ご自身が他社のネットワークを自由に選択できている環境にあり、ユーザサービスの提供において当社と他事業者の機会是对等になっていることから、事業者間取引が当社と他事業者のサービス提供に与える影響はないと考えます。

項目	頁	意見
基本方針	33	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>3-3-4 地理的要因（地理的市場の画定）（3）</p> <p>もっとも、地理的要因を適切に勘案して市場画定を進めるためには、複数の事業者のサービス提供エリアが複雑に重なり合う状況を踏まえ、分析に必要な情報を収集する必要がある。しかし、多くの場合その情報は十分でなく、地理的市場を細かく画定してみたところで、当該市場の分析に必要なデータが取得できないために数量的な分析は難しい。例えば、都道府県境をもって地理的市場の外縁を近似するような工夫が必要になる。</p>
実施細目	2	<p>1-1 定点的評価</p> <p>(2) データ通信（固定系）</p> <p>このため、FTTH市場の分析・評価にあたっては、市場の規模、事業者別シェアや市場集中度、地理的市場、料金の推移等の従来の指標に加え、設備競争（設備面で見た回線数、電柱・管路等の貸与実績等）やサービス競争の状況（光IP電話への移行状況、NGN機能を利用したサービスの状況、事業者間取引（ダークファイバ貸出数、卸・接続の状況等）等）、都道府県別の分析（都道府県別のデータ、不採算地域における状況）について可能な限り把握することとする。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>・総論で述べたとおり、市場の評価にあたっては、市場間の競争動向や事業者の一体的なサービス提供を踏まえた上で、情報通信市場を一体として捉えた分析・評価を行うべきであると考えますが、仮に部分市場として地理的市場を細分化して分析する場合には、事業者は必ずしも都道府県という単位で市場に参入するとは限らないことから、都道府県別の分析・評価を行うだけではなく、市町村等、各事業者の参入エリアに合わせて市場をより細分化して把握・分析することが必要であると考えます。そのうえで、事業者が参入しているエリアだけでなく、参入が進んでいないエリアについても、なぜ参入が進まないのか、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め、その要因を多角的に分析すべきと考えます。</p>

項目	頁	意見
基本方針	4 6	<p>【総務省案】</p> <p>4-2-2 分析に用いる判断要素（定性的要因）</p> <p>⑤ネットワークレイヤー以外の上位・下位レイヤーの動向</p> <p>サービスの多様化・高度化に伴い、市場によっては、従来の通信事業者主体の垂直統合型のビジネスモデルから、ネットワークレイヤー以外の上位レイヤー（コンテンツ・プラットフォーム）や下位レイヤー（端末）との連携を含め、新たなビジネスモデルが新たに登場しつつあり、これら上位・下位レイヤーが提供する財やサービスが電気通信市場の競争環境に影響を及ぼす可能性があることから、各レイヤー間の関係等、上位・下位レイヤーの動向を補完的な形で把握することも必要である。</p>
実施細目	2	<p>1-1 定点的評価 （1）データ通信（移動系）</p> <p>移動系のデータ通信については、上述のとおり、新たなビジネスモデルが登場していることを踏まえ、上位・下位レイヤーの動向を補完的に勘案することとする。</p> <p>このため、移動系のデータ通信の市場を分析・評価するに当たっては、上位・下位レイヤーにおける主なサービスや端末の市場の概況を把握するとともに、これらの市場とネットワークレイヤーの市場との関係（資本関係、ネットワークレイヤーに対するオープン性（特定の端末向け、特定の電気通信事業者向け等）、利用者の電気通信事業者選択理由（上位・下位レイヤーのサービス・端末の存在等）等）について可能な限り把握することとする。</p> <p>（2）データ通信（固定系）</p> <p>固定系のデータ通信については、今後、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションの進展が予想される中、FTTH市場がブロードバンド市場の中心的な存在となりつつあり、総務省においては「光の道」構想に関する基本方針」にあるとおり、次世代ネットワーク（NGN）をはじめとするブロードバンド市場の公正競争環境の整備に取組むとともに、毎年度の継続的チェックや制度整備の実施後3年を目途とした包括的検証を行うこととしている。</p>

**【意見】**

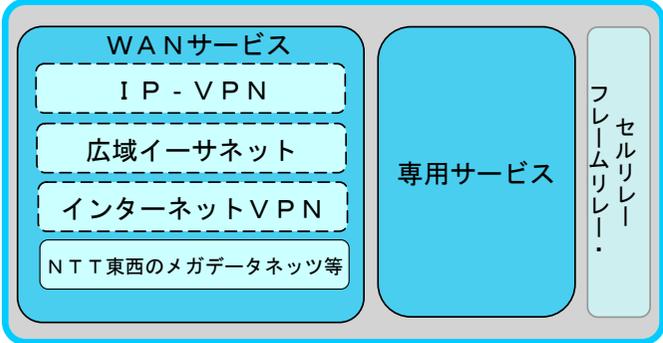
**【固定通信・移動通信を同一のブロードバンド市場として分析・評価】**

- ・総論で述べたとおり、モバイルのブロードバンド化が進展し、3.5Gや3.9G（LTE）の携帯電話ではMbpsクラスのデータ通信が提供され、既に光ファイバ並の速度が提供可能なLTEサービスも商用化されています。WiMAXや公衆無線LANも含め、現に多くのユーザが無線を利用したモバイルブロードバンドサービスを自由自在に使いこなし、ユーザの選択肢は多様化していることから、需要の代替性があると考えられます。
- ・したがって、移動通信についても固定通信と同様にブロードバンドサービスとして捉え、固定・移動を問わず同一のブロードバンド市場として分析・評価がなされるべきであり、情報収集の際には、固定と移動の両方のブロードバンドサービスを対象にユーザの利用状況や選好度等の把握が必要であると考えます。

**【上位・下位レイヤーを同一市場として分析・評価】**

- ・情報通信市場は、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展するとともに、サービスやプレイヤーのグローバル化が急速に進み、例えばGoogleやApple等の巨大なグローバルプレイヤーが、パソコンだけでなく、タブレットPCやスマートフォン上のアプリケーションにより通信サービス（電話・メール等）を自在に提供するなど、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が進展し、お客様はその多様なサービス・選択肢を自由に選択・利用しうる状態になっております。
- ・このように市場が構造的に変化している状況において、データ通信（固定系）についても、データ通信（移動系）と同様、上位・下位レイヤーの動向把握として、電気通信に係る端末やコンテンツ・アプリケーションを提供する国内外のベンダーを含めた分析・評価すべきと考えます。
- ・また、医療・教育・行政等の分野での公的アプリケーションをはじめとして、利活用促進の観点から必要なアプリケーションが開発・導入されたのか、また、通信事業者だけでなく、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点についても分析・評価すべきと考えます。

項目	頁	意見
実施細目	4	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>3. 市場の画定)</p> <p>またデータ通信（固定系）におけるADSL市場及びCATVインターネット市場については、市場の規模が縮小傾向にあること（ADSL市場）、原則1地域1事業者といった市場特性（CATVインターネット市場）を考慮し、いずれについてもデータ収集・分析に留め、評価はFTTH市場とともにブロードバンド市場全体の中で一体的に行うものとする。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総論で述べたとおり、市場環境は構造的に変化しており、様々なプレイヤーがサービスを提供し、お客様の選択肢は多様化しています。また、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」やその後の「ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会」等でも、「光の道」構想はFTTHだけでなく、無線やCATV等も含めたブロードバンド全体を対象として、「光の道」を実現していくものとされていることから、FTTHに限らず、固定ブロードバンド契約の約4割を占めるCATVやDSLも含めて、ブロードバンド市場全体を対象に分析・評価すべきと考えます。</li> </ul>

項目	頁	意見
実施細目	9	<p data-bbox="450 277 701 308">&lt;サービス市場&gt;</p> <p data-bbox="450 327 510 357">図3</p> <p data-bbox="479 373 1149 403">法人向けネットワークサービス領域の市場画定</p>  <p data-bbox="465 778 1032 826">(注)接続専用回線(他の電気通信事業者の足回り回線として多く提供される)を除いた指標も分析・評価。</p> <p data-bbox="465 903 562 933">【意見】</p> <ul data-bbox="490 954 2136 1273" style="list-style-type: none"> <li>・お客様が専用サービス・新型WANサービスに求めている機能は、ともに定額料金で大容量のデータ通信を行えることであります。近年、新型WANサービスにおいては、帯域保証やアクセス制御などのセキュリティ機能を具備し、品質面において専用サービスに匹敵する高品質なサービスとなっており、かつ低価格であるため、法人ユーザは専用サービスから新型WANサービスへのシフトを積極的に進めています。</li> <li>・このように市場が変化している状況において、接続専用回線を除く専用サービス市場については、今後さらに縮小していくことが予想されることから、その分析・評価にあたっては、データ収集・分析に留め、法人向けサービス市場全体の中で一体的に評価すべきであると考えます。</li> </ul>